

重 要

事務連絡

令和元年 11 月 15 日

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会
専務理事 西橋 一裕

「警備業法」の一部改正について（第 2 報）

問

警備業法の一部改正に伴い、第 7 条に基づく認定証の有効期間の更新に必要な添付書類に変更はあるか？

答

警備業の要件を定めた第 3 条第 1 項第 1 号が改正され、「成年被後見人若しくは被保佐人」が削除されたことから、施行日の令和元年 12 月 14 日以降の申請に関しては、これまで必要とされてきた登記事項証明書 B は添付する必要はありません。

既報の通り、本年 6 月 14 日、警備業法の一部改正が行われ、本年 12 月 14 日施行になり、警備業の要件（欠格事由）を定めた第 3 条第 1 項第 1 号の

「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」が、「成年被後見人若しくは被保佐人」が削除され、

「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないもの」と改正されています。

よって、登記事項証明書 B の添付はいりません。

ただし、法人の場合必要な登記事項証明書 A については、これまで通り添付する必要があります。

添付に必要な書類については、別添チャート表のとおりとなっております。

※ 上記内容については、11月13日、警察本部に確認済み。

◆認定証更新申請の手続

